

平成 2 1 年度版（確定版）

自 己 点 検 シ ー ト

（人員・設備・運営編）

介 護 老 人 福 祉 施 設  
併設(介護予防)短期入所生活介護

（一部ユニット型）

施 設 名：  
年 月 日：平成 年 月 日  
担 当 者：

※ 介護報酬の解釈の頁は、平成 2 1 年 4 月版となっています。

根拠となる法令・通知等	根拠の記載	初出頁
<b>(指定介護老人福祉施設)</b>		
・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）	39号省令	II 598
・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成12年3月17日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	43号通知	II 598
・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）	21号告示	I 582
・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	40号通知	I 583 短期 I 275 (140)
・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）	268号告示	II 21
・厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正等について（平成12年11月21日老振第77号・老健第123号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）	77・123号通知	II 651
・指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について（平成14年8月7日老計発第0807004号厚生労働省老健局計画課長通知）	0807004号通知	II 655
・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）	46号省令	II 656
・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日厚生省老人保健福祉局長通知）	214号通知	II 656
<b>(指定短期入所生活介護)</b>		
・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）	37号省令	II 200 (8)
・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	25号通知	II 200 (10)
・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）	19号告示	I 274 (137)
<b>(指定介護予防短期入所生活介護)</b>		
・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）	35号省令	II 907 (844)
・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）	127号告示	I 934 (872)
・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）	0317001号通知	I 937 (873)
<b>(共通)</b>		
・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	法律	
・介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）	規則	
・厚生労働大臣が定める者等（平成12年2月10日厚生省告示第23号）	23号告示	II 1068
・厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生省告示第25号）	25号告示	II 1088
・厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日厚生省告示第26号）	26号告示	II 1100
・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）	27号告示	II 1124
・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）	29号告示	II 1155
・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）	419号告示	II 16
・厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号）	123号告示	II 17
・介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第413号）	413号告示	II 1265
・介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第414号）	414号告示	II 1266
・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	54号通知	II 22
・介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）	75・122号通知	II 26
・指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）	8号通知	
・介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知）	18号通知	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>凡例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特養・短期共通事項      ゴシック体</li> <li>  特養のみの事項            ゴシック体</li> <li>  短期のみの事項            明朝体</li> <li>・ユニットの部分は、「入所者」を「入居者」に読み替える。</li> <li>  短期の場合は、「入所者」を「利用者」に読み替える。</li> <li>  予防の場合は、「要介護者」を「要支援者」に読み替える。</li> </ul>		<p>根拠条項            特養・共通 明朝体            短期のみ 明朝体</p>
<p><b>第1 基本方針</b>            【37号省令120条、140条の3、15、39号省令1条、39条、51条、35号省令128条、152条、166条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。</li> </ul> <p>《基本方針》            【ユニット以外の部分】</p> <p>(1) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものとなっているか。</p> <p>(2) 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。</p> <p>(3) 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>【ユニット部分】</p> <p>(1) ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。</p> <p>(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ 200、228、242、598、599、634、647、907、915、923】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概況説明</li> <li>・定款、寄附行為等</li> <li>・運営規程</li> <li>・パンフレット等</li> </ul>

(一部ユニット型)介護老人福祉施設・併設型(介護予防)短期入所生活介護

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>&lt;短期入所生活介護&gt;  <b>【ユニット以外の部分】</b>                      指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <p><b>【ユニット部分】</b>                      ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>&lt;介護予防短期入所生活介護&gt;  <b>【ユニット以外の部分】</b>                      指定介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <p><b>【ユニット部分】</b>                      ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>・運営規程、パンフレット、その他利用者に対する説明文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。</p>	<p>適 否</p>	



(一部ユニット型)介護老人福祉施設・併設型(介護予防)短期入所生活介護

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>6 介護支援専門員</b></p> <p>(1) 専らその職務に従事する常勤の者を1人以上配置しているか。  <u>入所者数が100又はその端数が増すごとに1を標準とする</u>  <u>(増員分については、非常勤でも可)</u></p> <p>(2) 当該施設の常勤の介護支援専門員は、<u>居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。</u>  <u>ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。</u></p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類          ・職員名簿          ・専門員証等(写)</p> <p>(1)の増員分、(2)は43号通知第2-4(1)、(2)</p>
<p>☆ 指定短期入所生活介護事業併設等の場合          [空床利用]</p> <p>(1) 従業者の員数は利用者を入所者としてみなした場合における、施設として必要な数以上となっているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>37号省令121条2項</p>
<p>[併設の場合]</p> <p>(1) 医師、栄養士、機能訓練指導員          ・併設本体施設に配置されている場合であって当該施設に支障がない場合は兼務可。</p>	<p>適 否</p>	<p>25号通知第3-8-1(1)</p>
<p>(2) 生活相談員、介護職員又は看護職員          ・施設と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる数となっているか。  <u>看護職員数の算定については算定根拠となる入所者数等を施設と事業所のそれぞれについて区分して行う。</u>  <u>なお、併設事業所の定員が20人以上の場合には、短期事業所に看護職員を1名以上常勤で配置しなければならない。</u></p>	<p>適 否</p>	<p>40号通知第2-2(4)③          0317001号通知第2-8(4)③  <b>【 I 278、938】</b></p>
<p><b>7 入所者数の算定</b></p> <p><b>【37号省令121条3項、39号省令2条2項、35号省令129条3項、25号通知第2-2(5)、43号通知第2-6(5)】</b></p> <p>従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としているか。          ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p><b>【 II 13、14、201、202、600～602、908】</b></p>



確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>第3 設備に関する基準</b> [設備については全て現場確認]</p> <p><u>【37号省令124条、140条の4、16、附則3条、39号省令3条、40条、52条、附則3条、4条、5条、35号省令132条、153条、167条、附則3条、25号通知第3-6-2(3)、-8-2、-4(3)、43号通知第3、第5-3】</u></p> <p><b>0 利用定員等</b>                  ・指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上としているか。                  (ただし、基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホーム(空床型)の場合にあつては、この限りではない。                  また、併設事業所の場合にあつては、利用定員が20人未満でも差し支えない。)</p> <p><b>1 居室</b>  <b>【ユニット以外の部分】</b>                  (1) 併設型指定短期入所生活介護事業所として専用の居室を設けているか。(空床利用型を除く)                  (2) ・4人以下であるか。(経過措置あり)  <u>【平成12年4月1日に存する特別養護老人ホームの場合】</u>                  ・原則として4人以下であるか。  <u>【平成12年4月1日に存する特別養護老人ホームの場合で児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(昭和62年3月9日省令第12号)附則第4条第2項の適用を受ける場合】</u>                  ・8人以下であるか。                  ・特別な居室があるか。                  (3) ・入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上であるか。(経過措置あり)  <u>【平成12年4月1日に存する特別養護老人ホームの場合】</u>                  ・収納設備等を除き、4.95㎡以上であるか。                  (4) ・ブザー等(ナースコール)が設置されているか。(設置位置等は適切か。)                  ・ブザー等(ナースコール)は使用できる状態になっているか。                  (5) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。  <b>【ユニット部分】</b>                  (1) 併設型指定短期入所生活介護事業所として専用のユニットを設けているか。(空床利用型を除く)                  (2) 一の居室の定員は、1人となっているか。                  (ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。)                  (3) ・居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。                  ・一のユニットの入居定員は、概ね10人以下としているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ145、146、203～206、229～234、243、602～604、635～639、648、909～911、915～918、923】</p> <p>37号省令123条、140条の5、17、35号省令131条、154条、168条</p> <p>・平面図                  ・運営規程                  ・指定申請、変更届(写)</p> <p>・平面図                  ・運営規程                  ・指定申請、変更届(写)</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも差し支えない。</p> <p>なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たしているか。</p> <p>①入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「概ね10人」と言える範囲内の入居定員であるか。</p> <p>②入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であるか。</p>		<p>25号通知第3-8-4(3) ⑥ハ、43号通知第5-3(4)③</p>
<p>【ユニットの入居定員に関する既存施設の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建設中ものを含む。）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、上記②の要件は適用しない。</li> <li>平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建設中ものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中ものを含む。）場合は、上記①及び②は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りではない。</li> </ul>		<p>25号通知第3-8-4(3) ⑥ニ、43号通知第5-3(4)④</p>
<p>(4) ユニット型個室における一の居室の床面積は、<u>13.2 (10.65) m<sup>2</sup></u>以上を標準としているか。(経過措置あり)</p>	適 否	
<p>ただし、(2)のただし書の場合にあっては、<u>21.3m<sup>2</sup></u>以上を標準としているか。(経過措置あり)</p>		
<p>【経過措置】</p> <p>平成15年4月1日に現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に増築又は改築された部分を除く。）の場合は、<u>「13.2m<sup>2</sup>以上を標準」を「10.65m<sup>2</sup>以上」と、「21.3m<sup>2</sup>以上を標準」を「21.3m<sup>2</sup>以上」とする。</u></p>		
<p>(5) ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合におけるユニット型準個室の一の居室の床面積は10.65m<sup>2</sup>以上であるか。</p>	適 否	
<p>(ただし、(2)のただし書の場合にあっては、<u>21.3m<sup>2</sup></u>以上を標準としているか。)</p>	適 否	
<ul style="list-style-type: none"> <li>天井と壁との間に一定の隙間が生じていることは差し支えないが、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されているか。</li> </ul>	適 否	
<ul style="list-style-type: none"> <li>居室として一定程度以上の大きさの窓があるか。</li> <li>居室への入口が複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないことはないか。</li> </ul>	適 否	<p>25号通知第3-8-4(3) ⑥ホb、43号通知第5-3(4)⑤ロ</p>
<p>(6) <u>ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。</u></p>	適 否	
<p>(7) <u>日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。</u></p>	適 否	
<p><b>2 共同生活室 【ユニット部分のみ】</b></p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。</p>	適 否	



確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>・共同生活室は、次の2つの要件を満たしているか。</p> <p>(1) 他ユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるか。</p> <p>2) 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されているか。</p> <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。</p> <p>【経過措置】</p> <p>平成15年4月1日に現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(同日以後に増築又は改築された部分を除く。)の場合は、「2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」を「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えているか。 (テーブル、椅子、簡易な流し・調理設備等)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>25号通知第3-8-4(3) ⑦イ、43号通知第5-3(5)①</p> <p>25号通知第3-8-4(3) ⑦ロ、43号通知第5-3(5)③</p>
<p><b>3 静養室</b> 【ユニット以外の部分のみ】</p> <p>・介護職員室又は看護職員室に近接しているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p><b>4 洗面設備</b></p> <p>【ユニット以外の部分】</p> <p>(1) 居室のある各階に設置されているか。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものになっているか。 (高さ、蛇口の構造や鏡の向き、手摺り等)</p> <p>【ユニット部分】</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。 (高さ、蛇口の構造や鏡の向き、手摺り等)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>県例示</p> <p>県例示</p>
<p><b>5 便 所</b></p> <p>【ユニット以外の部分】</p> <p>(1) ・居室のある各階に設置されているか。 ・居室に近接しているか。</p> <p>(2) ・ブザー等が設置されているか。 ・要介護者が使用するのに適したものになっているか。</p> <p>【ユニット部分】</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。</p> <p>(2) ・ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 ・要介護者が使用するのに適したものであるか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p><b>6 浴 室</b> 【ユニット部分・それ以外の部分共通】</p> <p>(1) 要介護者が入浴するのに適したものであるか。 (浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置、特別浴槽等)</p>	<p>適 否</p>	<p>県例示</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>7 医務室</b> 【ユニット部分・それ以外の部分共通】</p> <p>(1) <u>医療法第7条第1項の規定に基づき県の許可を受けているか。</u></p> <p>(2) <u>必要な医薬品、医療用具は整っているか。</u>  <u>・必要に応じて臨床検査設備を設けているか。</u></p> <p>※ 浴室及び医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれの設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・診療所開設許可書          ・医薬品に関する台帳、備品に関する台帳</p> <p>37号省令140条の16          39号省令52条          35号省令167条</p>
<p><b>8 食堂及び機能訓練室</b> 【ユニット以外の部分】</p> <p>(1) <u>それぞれ必要な広さを有しているか。</u>  <u>・合計面積が3㎡に入所定員を乗じた面積以上となっているか。</u>          (経過措置)          平成12年4月1日に現に存する特別養護老人ホームの建物については、当分の間適用しない。</p> <p>(2) <u>必要な備品を備えているか。</u>          (食堂用のテーブル等、機能訓練用器具)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・備品に関する台帳</p> <p>県例示</p>
<p><b>9 廊下幅</b> 【ユニット部分・それ以外の部分共通】</p> <p>(1) <u>1.8m以上、ただし、中廊下は2.7m以上となっているか。</u></p> <p>廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上(中廊下は、1.8m以上)として差し支えない。【ユニット部分のみ】</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>アルコーブ等</p>
<p><b>10 消火設備</b></p> <p>(1) <u>消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。</u></p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p><b>11 その他</b> 【ユニット部分・それ以外の部分共通】</p> <p>(1) <u>上記に掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供しているか。</u>  <u>ただし、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。</u></p> <p>(2) 【面積又は数の定めのない設備】</p> <p>・<u>身体の不自由な利用者が使うのに不自由のない広さを有しているか。</u></p> <p>・<u>利用者のため必要な数が設置されているか。</u></p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>25号通知第3-8-2(4)          43号通知第3-1、第5-3(10)</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>第4 運営に関する基準</b> 【ユニット部分・それ以外の部分共通】 ★印:ユニット部分のみ、◎印:ユニット以外の部分のみ</p> <p><b>1 内容及び手続の説明及び同意</b> 【37号省令125条、39号省令4条、35号省令133条、25号通知第3-8-3(1)、43号通知第4-1】 (1)・重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 (旧措置入所者に対しても同様に説明しているか。) ・重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ・利用申込者の同意は、適正に徴されているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p><b>2 提供拒否の禁止</b> 【37号省令9条、39号省令4条の2、25号通知第3-1-3(2)、43号通知第4-2】 (1)・正当な理由なく提供を拒んでいないか。 正当な理由の例： ①入院治療の必要がある。 ②適切なサービスを提供することができない。 ③事業所現員からは利用申込に応じきれない。 ④居住地が通常の実施地域外。 ・要介護度や所得の多寡を理由に提供を拒んでいないか。</p> <p><b>3 サービス提供困難時の対応</b> 【37号省令10条、39号省令4条の3、25号通知第3-1-3(3)】 (1) 自ら便宜を供与することが困難な場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業所、適切な病院、診療所、介護老人保健施設を紹介する等適切な措置をどのように講じているか。</p> <p><b>4 受給資格等の確認</b> 【37号省令11条、39号省令5条、25号通知第3-1-3(4)、43号通知第4-3】 (1)・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間 (2) 認定審査会意見が記載されているときは、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。</p> <p><b>5 要介護認定の申請に係る援助</b> 【37号省令12条、39号省令6条、25号通知第3-1-3(5)、43号通知第4-4】 (1) 要介護認定等を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ 206、207、606、607、911、912】 〔説明・同意の方法手順等を確認〕 ・説明文書 ・入所申込書 ・同意に関する書類</p> <p>(1)③、④、同意書面、(2)は25号通知、43号通知</p> <p>【Ⅱ 207、607】 ・入所申込書 ・入所申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料 (1)正当な理由の例は25号通知、43号通知</p> <p>【Ⅱ 208、607、608】 ・紹介の記録</p> <p>【Ⅱ 208、608】 ・施設サービス計画書 ・入所者に関する記録</p> <p>【Ⅱ 208、209、608】 ・入所者に関する書類</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>※必要な援助とは</p> <p>①要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。</p> <p>②入所申込者の意思を踏まえ、代行申請を行うか、申請を促す。</p> <p>(2) 更新の申請は、有効期間満了の60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>※は25号通知、43号通知</p> <p>期間満了の60日前は規則39条</p>
<p><b>6 入退所</b></p> <p>【37号省令13条、126条、39号省令7条、35号省令134条、144条、25号通知第3-8-3(2)、43号通知第4-5】</p> <p>(1) 入所対象に適した者であるか。</p> <p>(2) 入所申込者の数が、入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めているか。 なお、こうした優先的な入所の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。</p> <p>(3) 入所に際して、入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握しているか。(本人・家族との面談等)</p> <p>(4) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等と定期的に協議しているか。</p> <p>(5) 居宅での介護が可能と判断される場合、入所者及びその家族等の希望、退所後の環境等を勘案し、円滑な退所のため必要な援助を行っているか。</p> <p>(6) 安易に施設側の理由により退所を促すことのないように留意しているか。 ・退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図っているか。</p> <p>(7) 入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他サービス提供者等との連携に努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ 207、209、609、610、912、929、930】</p> <p>・入所者に関する書類</p> <p>・入所指針</p> <p>・入所申込書</p> <p>・受付簿</p> <p>・入所順位名簿</p> <p>・入所検討委員会議事録</p> <p>[把握方法を確認]</p> <p>・協議に関する記録</p> <p>・相談、助言、紹介等の記録</p> <p>・情報提供の記録</p> <p>(2)は0807004号通知</p> <p>(2)尚書、(6)は43号通知</p>
<p><b>7 サービスの提供の記録</b></p> <p>【37号省令19条、39号省令8条、25号通知第3-1-3(9)、43号通知第4-6】</p> <p>(1) 入退所の記録を被保険者証に記載しているか。 記載事項 ①入所年月日 ②入所施設の種類及び名称 ③退所年月日</p> <p>(2) 利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供日及び内容が記録されているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ 210、226、610、633、914】</p> <p>・入所者に関する書類</p> <p>・サービス計画書</p>



確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額は記載されているか。</li> <li>・その他必要な事項は記載されているか。</li> </ul> <p>(3) ・サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該記録を2年間保存しているか。</li> </ul>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>37号省令139条の2第2項、39号省令37条2項、35号省令141条2項</p>
<p><b>8 利用料等の受領</b></p>		
<p>【37号省令127条、140条の6、18、39号省令9条、41条、53条、35号省令135条、155条、169条、25号通知第3-1-3(10)①、②、-8-3(3)、-4(4)、43号通知第4-7第5-4】</p>		<p>【Ⅱ211～213、235、236、243、244、610～613、639～641、648、912、913、918、919、923】</p>
<p>(1)〔法定代理受領サービスに該当する場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1割相当額の支払いを受けているか。</li> </ul> <p>(※旧措置入所者の特例あり)</p>	<p>適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・サービス計画書</li> </ul>
<p>(2)〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10割相当額の支払いを受けているか。</li> <li>・施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</li> </ul>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領収証控</li> <li>・送迎日誌</li> </ul>
<p>(3)〔居住費・食費〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と施設の契約に関する「指針」に沿って適正な契約が行われているか。</li> <li>・居住費は居住環境に応じて適切に設定されているか。</li> <li>・居住費の設定に当たっては、施設の建設費用（修繕・維持管理費用等を含み、公的助成の有無も勘案）が勘案されているか。また、近隣の類似施設の平均的水準とかけ離れていないか。</li> <li>・食費の設定に当たっては、「食材料費」+「調理費」相当として適切に設定されているか。</li> <li>・居住費・食費が「特別な室料」と「特別な食費」と明確に区分されているか。</li> </ul>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>419号告示</p>
<p>(4)〔特別な居室料・特別な食事料の支払を受けている場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な居室・特別な食事の提供に係る基準等に沿って適正な契約が行われているか。</li> <li>・特別な居室の施設、設備等が利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入所者等から受けるのにふさわしいものであるか。</li> <li>・特別な居室の提供が、入所者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われているか。</li> </ul>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>123号告示</p>
<p>(5)〔その他の費用の支払を受けている場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実施地域以外の利用者から送迎に要する費用の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。</li> <li>② 理美容代の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。</li> <li>③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払を受けることができないもの（保険給付の対象となっているサービス）はないか。</li> </ul>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>運営規程は37号省令137条、140条の11、140条の23、39号省令23条、46条、58条、35号省令138条、156条、170条</p> <p>③の括弧費は54号通知、法律48条</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか。</li> </ul>	適 否	25号通知第3-1-3(10)、43号通知第4-7(3)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。 (積算根拠は明確にされているか。)</li> </ul>	適 否	54号通知
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>預り金の出納管理に係る費用</u>」の支払いを受ける場合は、<u>厚生省通知の要件を満たしているか。</u></li> </ul>	適 否	54号通知別紙(7)③
<p>(6) ・ (1)から(5)までの支払いを受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。</p>	適 否	(1)～(4)は37号省令127条5項、140条の6第5項、39号省令9条5項、41条5項、35号省令135条5項、155条5項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。</li> </ul>	適 否	項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「その他日常生活費」とは区分される費用についても同様の取扱いとしているか。</li> </ul>	適 否	(5)は75・122号通知
<p>(7) ・ 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。</p>	適 否	【I 31、561】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>預り金</u>」による精算を実施している場合についても、<u>同様の領収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。</u></li> </ul>	適 否	法律41条8項、48条7項、53条7項、規則65条、82条、85条、消費税法6条1項、別表第一7号イ、消費税法施行令14条の2第1項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税の対象外に消費税を賦課していないか。</li> </ul>	適 否	
<p>(8) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。</p>	適 否	
<p><b>9 補足給付</b></p>		
<p>【<u>規則83条の7、97条の4、法律51条の2第2項、61条の2第2項、413号告示、414号告示</u>】</p>		【I 33、566～571、II 1265～1268】
<p>(1) 利用者負担第1段階から第3段階に属する入所者について、「負担限度額認定証」の提示を受け確認を行っているか。</p>	適 否	
<p>(2) 利用者負担第1段階から第3段階に属する入所者について、それぞれの負担限度額を超えて、居住費・食費を徴収していないか。</p>	適 否	
<p><b>10 保険給付の請求のための証明書の交付</b></p>		
<p>【<u>37号省令21条、39号省令10条、25号省令第3-1-3(11)、43号通知第4-8</u>】</p>		【II 213、613】
<p>〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕</p>		・サービス提供証明書(控)
<p>(1) 適切に内容(サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項)を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p>	適 否	
<p><b>11 指定介護福祉施設サービス(指定短期入所生活介護)の取扱方針</b></p>		
<p>【<u>37号省令16条、128条、140条の7、19、39号省令11条、42条、54条、35号省令136条、143条、144条、25号通知第3-8-3(4)、-4(5)、第4-3-8(1)、(2)、43号通知第4-9、第5-5</u>】</p>		【II 210、213、214、236、237、244、613、641、642、648、913、929、930】
<p>◎(1) <u>施設サービス計画(短期入所生活介護計画)</u>に基づき、入所者の処遇(日常生活に必要な援助)を妥当適切に行っているか。</p>	適 否	・入居者に関する書類
<p>◎(2) (継続して入所(概ね4日以上連続)する利用者については、<u>短期入所生活介護計画に基づき</u>)漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p>	適 否	・処遇に関する日誌 ・施設サービス計画書



確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>★(3) <u>施設サービス計画(短期入所生活介護計画)</u>に基づき、入居者の日常生活を支援するものとして行われているか。</p> <p>★(4) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮しているか。</p> <p>★(5) 入居者のプライバシーの確保に配慮しているか。</p> <p>★(6) 入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。</p> <p>(7) <u>施設サービス計画(短期入所生活介護計画)</u>の目標等処遇上必要な事項(サービスの提供方法等)について、理解しやすいように説明を行っているか。又どのような工夫をしているか。</p> <p>(8) 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。</p> <p>☆身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・行事、日課予定表 ・身体的拘束に関する記録 (2)の概ね4日以上連続は25号通知</p> <p>(7)の目標等は25号通知、43号通知</p> <p>身体拘束ゼロへの手引き</p>
<p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレールで囲む)。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>※その他、各施設において問題となっている事例を視察する。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ214、215、614～617、929、930】 〔作成方法等について確認〕 ・運営規程 ・職務分担表</p>
<p>(9) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(10) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p><u>12 施設サービス(短期入所生活介護)計画の作成</u> 【37号省令129条、39号省令12条、35号省令144条、25号通知第3-8-3(5)、第4-3-8(2)、43号通知第4-10】 (1) <u>施設サービス計画の作成に関する業務を介護支援専門員が行っているか。</u></p>	<p>適 否</p>	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
(2) 施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	適 否	・ 入所者の能力、環境等を評価した書類 ・ 協議の記録
(3) 施設サービス計画の作成に当たっては、入所者が現に抱えている問題点や解決すべき課題を把握しているか。	適 否	・ 施設サービス計画の原案
(4) ・ (3)に規定する解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適 否	・ 施設サービス計画書
・ 計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか	適 否	(4)研鑽は43号通知
(5) アセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。	適 否	
(6) サービス担当者会議(入所者に対する施設サービスの提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、栄養士等の介護及び生活状況等に関係する担当者(以下(11)までにおいて「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。	適 否	
(7) 施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。	適 否	43号通知第4-10
当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)に示す標準様式を指す。)に相当するものを指すものである。		
また、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入所者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましい。		
(8) 施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しているか。	適 否	
(9) ・ 施設サービス計画の作成後の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行っているか。	適 否	
・ 必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	適 否	
(10) (9)に規定する実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。	適 否	
① 定期的に入所者に面接すること。		
② 定期的モニタリングの結果を記録すること。		

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>(11) 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	適 否	
<p>① 入所者が要介護更新認定を受けた場合</p>		
<p>② 入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p>		
<p>(12) (9)に規定する施設サービス計画の変更についても、(2)から(8)までの規定を準用して行っているか。</p>	適 否	
<p>&lt;短期入所生活介護&gt;</p>		
<p>(1) 継続して入所(概ね4日以上連続)する利用者について、管理者は、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成しているか。</p>	適 否	<p>・短期入所生活介護計画書</p>
<p>(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成されているか。 なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p>	適 否	<p>・居宅サービス計画書 (1)の概ね4日以上連続は25号通知第3-8-3(4)、第4-3-8(2) (2)の尚書は25号通知</p>
<p>(3) 管理者は、サービスの目標や内容等について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	適 否	
<p>(4) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。</p>	適 否	
<p><b>13 介 護</b></p>		
<p>【37号省令130条、140条の8、20、39号省令13条、43条、55条、35号省令145条、25号通知第3-8-3(6)、-4(6)、第4-3-8(3)、43号通知第4-11、第5-6】</p>		<p>【Ⅱ 215、216、237、238、244、617～619、642、643、648、931】</p>
<p>(1) ・入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。</p>	適 否	<p>・施設サービス(短期入所生活介護)計画書</p>
<p>・入所者の人格に十分配慮して行っているか。</p>	適 否	<p>・入所者台帳</p>
<p>★(2) 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。</p>	適 否	<p>・入所者に関する書類</p>
<p>★(3) ・入居者に適切な方法により、入浴の機会を提供しているか。</p>	適 否	<p>・入浴に関する記録</p>
<p>◎ ・入浴は1週間に2回以上、適切な方法により実施しているか。 (個人別入浴予定日、時間の設定)</p>	適 否	<p>・介護・看護に関する記録</p>
<p>・入所者に適応した入浴方法により実施しているか。 (特別浴槽入浴、介助浴等)</p>	適 否	<p>・排せつに関する記録</p>
<p>・入浴前に健康チェックを行っているか。</p>	適 否	<p>・勤務体制表</p>
<p>・入浴が困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めているか。</p>	適 否	<p>・勤務に関する記録</p>
<p>(4) 排せつの自立についてトイレ誘導や排せつ介助等必要な援助を行っているか。</p>	適 否	<p>(1)の人格は37号省令140条の3、15、39号省令1条2項、39条1項、51条、35号省令152条、166条、25号通知、43号通知</p>
<p>(5) ・入所者に適したおむつを提供しているか。</p>	適 否	
<p>・おむつ交換は、入所者の排せつ状況を踏まえて実施しているか。</p>	適 否	
<p>(6) ・褥瘡の予防のための体制を整備しているか。</p>	適 否	
<p>・介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有しているか。</p>	適 否	<p>(3)の括弧書は県例示</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>・日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させているか。</p> <p>例えば、</p> <p>① 当該施設における褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。</p> <p>② 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。</p> <p>③ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。</p> <p>④ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。</p> <p>⑤ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。</p> <p>また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(7) 離床、着替え、整容など入所者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。</p> <p>(8) 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。</p> <p>・夜間を含め適切な勤務体制を定めているか。</p> <p>2以上の勤務体制を組む場合は、各々において常時1人以上の常勤の介護職員を配置</p> <p>(9) 入所者の負担により、付添など雇用させていないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>(4)のトイレ誘導や排せつ介助等、(5)の適したおむつ、排せつ状況を踏まえて、(6)の基礎的知識、予防効果を向上、括弧書は25号通知、43号通知</p> <p>(8)の夜間は25号通知、43号通知</p> <p>(9)の付添は県例示</p>
<p><b>14 食 事</b></p> <p>【37号省令131条、140条の9、21、39号省令14条、44条、56条、35号省令146条、25号通知第3-8-3(7)、-4(7)、第4-3-8(4)、43号通知第4-12、第5-7】</p> <p>(1) 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>★(2) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。</p> <p>(3) 食事は、適切な時間に提供されているか。夕食は、午後5時以降となっているか。(午後6時以降とすることが望ましい。)</p> <p>★ ・入居者が心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要時間を確保しているか。</p> <p>★(4) 入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。</p> <p>★ ・その際、共同生活室で食事を摂るよう強制していないか。</p> <p>◎ ・可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援しているか。</p> <p>(5) 調理は、あらかじめ作成された献立表に従っているか。</p> <p>・実施状況が明らかにされているか。</p> <p>(6) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けているか。</p> <p>(7) 業務の委託を行っている場合は、管理者が業務上必要な注意を果たし得る体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されているか。</p> <p>☆施設が自ら実施すべき業務</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>無 有</p>	<p>【Ⅱ 216、217、238、239、244、619、620、643、649、932】</p> <p>・献立表</p> <p>・嗜好に関する調査</p> <p>・残食(菜)の記録</p> <p>・業者委託の場合契約書</p> <p>・検食に関する記録</p> <p>・委託契約書</p> <p>・給食会議議事録</p> <p>(3)の時間、(4)の強制、(5)～(10)は25号通知、43号通知</p> <p>保護施設等における調理業務の委託についてS62.3.9社施39号社会局長通知</p>





確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>・日常生活の中での訓練、レクリエーション行事の実施等を通じた訓練についても配慮しているか。</p>	適 否	25号通知、43号通知
<p><b>18 健康管理</b>  <u>【37号省令133条、39号省令18条、35号省令148条、25号通知第3-8-3(9)、第4-3-8(6)、43号通知第4-16】</u>                      (1) 医師・看護職員は常に入所者の健康管理に努め、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとっているか。</p>	適 否	<p>【Ⅱ217、621、933】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護に関する日誌</li> <li>・入所者に関する文書</li> </ul>
<p><b>19 入所者の入院期間中の取扱い</b>  <u>【39号省令19条、43号通知第4-17】</u>                      (1) ・退院予定時期について入院先の主治医に確認等しているか。                      ・入院後概ね3月以内に退院することが見込まれる場合、円滑に再入所できるようにしているか。                      (2) 短期入所生活介護事業等に利用する場合再入所を考慮したベット利用となっているか。</p>	適 否 適 否 適 否	<p>【Ⅱ621、622】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者に関する書類</li> <li>・診断書等</li> <li>・短期入所に係るベット利用計画書</li> <li>・入院者の名簿</li> </ul> <p>(1)の主治医確認、(2)は43号通知</p>
<p><b>20 入所者に関する市町村への通知</b>  <u>【37号省令26条、39号省令20条、25号通知第3-1-3(14)、43号通知第4-18】</u>                      (1) 入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。                      ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示等に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。                      ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	適 否	<p>【Ⅱ217、218、622】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に送付した通知</li> </ul>
<p><b>21 管理者による管理</b>  <u>【37号省令122条、39号省令21条、35号省令130条、25号通知第3-8-1(5)、43号通知第4-19】</u>                      (1) 管理者は専ら当該施設の職務に従事する常勤者か。                      ただし、以下の場合で当該施設の管理上支障がない場合は、他の職務を兼ねることができる。                      ①当該施設の従業者としての職務に従事する場合                      ②同一敷地内にある事業所、施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合                      ③サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	適 否	<p>【Ⅱ202、203、622、909】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図</li> <li>・職務分担表</li> <li>・運営規定</li> </ul> <p>①は43号通知</p>
<p><b>22 管理者の責務</b>  <u>【37号省令52条、39号省令22条、25号通知第3-2-3(4)、43号通知第4-20】</u>                      (1) 管理者は当該施設の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。                      (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	適 否 適 否	<p>【Ⅱ218、623】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図</li> <li>・業務日誌、業務報告書等</li> </ul>



確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>23 計画担当介護支援専門員の責務</b>  <b>【39号省令22条の2、43号通知第4-21】</b>            計画担当介護支援専門員は、「12 施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。            ① 入所申込者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。            ② 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。            ③ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。            ④ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。            ⑤ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。            ⑥ 苦情の内容等を記録すること。            ⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p>	<p>適 否            適 否            適 否            適 否            適 否            適 否            適 否</p>	<p>【Ⅱ623】</p>
<p><b>24 運営規程</b>  <b>【37号省令137条、140条の11、23、39号省令23条、46条、58条、35号省令138条、156条、170条、25号通知第3-1-3(17)、-6-3(4)、-8-3(13)、-4(9)、-5(3)、43号通知第4-22、第5-9、第6-3】</b>            (1)・運営規程に次に掲げる重要事項の内容が記載されているか。            ① 施設(事業)の目的及び運営の方針            ② 従業者の職種、員数及び職務の内容            ③ ユニット部分の入居(利用)定員及びそれ以外の部分の入所(利用)定員            ④ ユニット部分のユニット数及びユニットごとの入居(利用)定員            ⑤ ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービス(指定短期入所生活介護)の内容及び利用料その他の費用の額            ⑥ ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービス(指定短期入所生活介護)の内容及び利用料その他の費用の額            ⑦ 通常の送迎の実施地域            ⑧ 施設の(サービス)利用に当たっての留意事項            ⑨ 緊急時等における対応方法            ⑩ 非常災害対策            ⑪ その他施設の運営に関する重要事項            (入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため)</p>	<p>適 否            適 否</p>	<p>【Ⅱ218～220、239、240、244、245、624、644、649、913、914、919、920、924】            ・運営規程</p> <p>⑪の括弧書は25号通知、43号通知</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
<p>〔 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。〕</p> <p><b>25 勤務体制の確保等</b>  <b>【37号省令101条、140条の11の2、23の2、39号省令24条、47条、59条、35号省令157条、171条、25号通知第3-6-3(5)、-8-4(10)、43号通知第4-23、第5-10】</b></p> <p>(1) 適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>★ ・日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>★ ・夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>★ ・ユニットごとにユニットケアリーダー研修を受講した常勤のユニットリーダーを配置すること。            (ユニットリーダーについて、当面は施設に2名以上(2ユニット以下は1名)研修受講者を配置し、受講者の配置のないユニットには責任者を定めること。)</p> <p>(2) ・勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。(勤務計画が作成されているか)。            ・必要事項(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等の配置、管理者との兼務関係等)が記載されているか。</p> <p>★(3) <u>勤務体制を定めるにあたっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。</u></p> <p>(4) ・当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。            ・調理、洗濯、清掃等業務委託を行っている場合、その内容は適切か。</p> <p>(5) 従業者の資質向上のため、<u>内部の研修会や他で実施される研修会に参加させているか。</u></p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p><b>【Ⅱ 220、221、240、245、624、625、644～646、649、920、924】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則</li> <li>・勤務表</li> <li>・業務委託契約書</li> <li>・研修計画出張命令</li> <li>・研修会資料</li> <li>・研修受講修了証</li> </ul> <p>(1)のユニットケアリーダー研修受講、括弧書、(2)、(4)の調理、洗濯、清掃等は25号通知、43号通知、(5)の内外の研修会は43号通知</p>
<p><b>26 定員の遵守</b>  <b>【37号省令138条、140条の12、24、39号省令25条、48条、60条、35号省令139条、158条、172条、27号告示3号、11号、16号】</b></p> <p>(1) 入所定員、ユニット毎の入居定員及び居室の定員は守られているか。            定員超過の利用のやむを得ない事情</p> <p>① 災害            ② 虐待            ③ 老人福祉法により市町村が行った措置による場合            ④ <u>入院者が当初予定より早期に再入所が可能となり、その時点で満床であった場合(空床型短期入所生活介護を含む)</u>            ⑤ <u>近い将来本体入所が見込まれる者が家族の急遽入院等事情を勘案して入所することが適当と認められる場合</u>            ⑥ <u>緊急短期ネットワーク加算を算定する場合</u>            (③～⑥は一時的・特例的な取扱いであり速やかに超過を解消する必要がある。)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p><b>【Ⅱ 221、241、245、625、646、649～654、914、920、924、1126、1137、1144、1145】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者名簿</li> <li>・緊急性を判断するに際しての記録</li> </ul> <p>③～⑥は27号告示</p> <p>⑤は77・123号通知</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>27 非常災害対策</b>  <b>【37号省令103条、39号省令26条、25号通知第3-6-3(6)、43号通知第4-24】</b>                      (1) ・非常災害に関する具体的な計画があるか。                      ( 具体的な計画とは、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画のことで、土砂災害危険箇所等、施設の立地環境に見合った計画が求められる。 )                      ・火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。                      ・日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。                      ・消防法等に基づいて、年2回以上、消火訓練及び避難訓練を行っているか。                      ・消防計画の策定及び消防業務の実施は、防火管理者が行っているか。                      ( 甲種防火管理者＝延べ面積300㎡以上 )                      ( 乙種防火管理者＝延べ面積300㎡未満 )</p>	<p>適 否                      適 否                      適 否                      適 否</p>	<p><b>【Ⅱ 222、625、626】</b>                      ・消防計画                      ・訓練記録                      ・消防署の検査記録                      具体的な計画(土砂災害危険箇所等は県例示)、消防団や地域住民との連携、防火管理者は25号通知、43号通知                      年2回以上の実施は消防法施行規則3条10項</p>
<p><b>28 衛生管理等</b>  <b>【37号省令104条、39号省令27条、268号告示、25号通知第3-6-3(7)、43号通知第4-25】</b>                      (1) <u>調理及び配膳に伴う衛生管理は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。</u>                      (2) <u>食事の提供に使用する食器等の消毒は適正に行われているか。</u>                      (3) ・<u>入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理をしているか。</u>                      ・<u>医薬品、医療用具は清潔な状態に保たれ、かつ、保守管理が十分に行われているか。</u>                      (4) <u>感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じているか。</u>                      (5) ・<u>食中毒及び感染症の発生を防止するための措置として、保健所と常に密接な連携に努め、助言指導を受けた場合は適切に改善を行っているか。</u>                      ・<u>特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</u>                      (6) <u>空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</u>                      ( 施設内の温度設定はどの程度を目安にしているか。 )                      (7) ・<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、幅広い職種により構成する感染対策委員会 (事故防止検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。)をおおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。</u>                      ・<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、平常時の対策 (衛生管理、感染対策等) 及び発生時の対応 (発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、医療処置、行政への報告等) を規定しているか。</u>                      ・<u>指針に基づいた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修プログラムを作成し、年2回以上定期的に開催しているか。また、新規採用時にも開催しているか。</u></p>	<p>適 否                      適 否                      適 否                      適 否                      適 否                      適 否                      適 否                      適 否                      適 否                      適 否                      適 否</p>	<p><b>【Ⅱ 21、222、223、626 ~628】</b>                      ・受水槽清掃記録                      ・医薬品等の管理簿                      ・定期消毒の記録                      ・衛生マニュアル                      ・食中毒防止等の記録等                      ・指導等の記録                      ・委員会の記録                      ・指針                      ・研修の記録                      (1)、(2)、(7)の平常時の対策、発生時の対応、研修プログラム、年2回、新規採用時は43号通知                      (5)、(6)は25号通知、43号通知                      ((6)例:室温25℃、湿度85%未満)</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>・感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、従業者に対する指示、関係機関との連携、各有症者に講じた措置及びその記録、保健所等への報告等を速やかに行う体制を構築しているか。</p>	適 否	
<p><b>29 協力病院等 (緊急時等の対応)</b>  <b>【37号省令136条、39号省令28条、35号省令137条、25号通知第3-8-3(12)、43号通知第4-26】</b>            (1) 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。            (2) ・協力病院は近距離か。                ・契約内容は適切か。(休日、夜間の受入体制等)            (3) 協力歯科医療機関の有無</p>	適 否 適 否 適 有 無	<p><b>【Ⅱ 218、622、913】</b>            ・ 掲示板            ・ 契約書            緊急時対応マニュアル            (2)近距離は25号通知、43号通知            休日、夜間の受入体制等は県例示</p>
<p><b>30 掲 示</b> <span style="float:right">〔掲示場所確認〕</span>  <b>【37号省令32条、39号省令29条】</b>            (1) ・重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。                (記載事項、文字の大きさ、掲示方法等)            ・掲示事項はすべて掲示されているか。            ①運営規程の概要            ②従業者の勤務体制            ③協力病院            ④利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項            ⑤苦情に対する措置の概要            ⑥入所指針</p>	適 否 適 否	<p><b>【Ⅱ 223、628】</b>            ⑤は25号通知3-1-3(23)、43号通知第4-29【Ⅱ 224、629、630】            ⑥は0807004号通知【Ⅱ 655】</p>
<p><b>31 秘密保持等</b>  <b>【37号省令33条、39号省令30条、25号通知第3-1-3(21)、43号通知第4-27】</b>            (1) 入所者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。            (2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。)            (3) ・サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、入所者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がなされ、文書による同意を得ているか。                ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	適 否 適 否 適 否 適 否	<p><b>【Ⅱ 223、224、628、629】</b>            ・ 就業時の取り決め等の記録            ・ 入所者(家族)の同意に関する記録            ・ 実際に使用された文書等(会議資料等)            (2)の括弧書は25号通知、43号通知</p>
<p><b>32 広 告</b>  <b>【37号省令34条、39号省令31条】</b>            (1) ・誤解を与えるような紛らわしい表現はないか。(誇大)                ・広告のサービスが運営規程等と整合しているか。(虚偽)</p>	適 否 適 否	<p><b>【Ⅱ 224、629】</b>            ・ ポスター            ・ パンフレット</p>



確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>33 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</b>  <b>【37号省令35条、39号省令32条、25号通知第3-1-3(22)、43号通知第4-28】</b>                      (1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。                      ◎居宅介護支援事業者の比率                          指定介護老人福祉施設                          ☆(事業者名) ( ) (%)                          ☆(事業者名) ( ) (%)                          指定短期入所生活介護事業                          ☆(事業者名) ( ) (%)                          ☆(事業者名) ( ) (%)                      ※同系列でない居宅介護支援事業者の比率が高くなっている場合は、その理由 _____                      (2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。                      ◎居宅介護支援事業者の比率                          指定介護老人福祉施設                          ☆(事業者名) ( ) (%)                          ☆(事業者名) ( ) (%)                      ※同系列でない居宅介護支援事業者の比率が高くなっている場合は、その理由 _____</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p><b>【Ⅱ 224、629】</b></p>
<p><b>34 苦情処理</b>  <b>【37号省令36条、39号省令33条、25号通知第3-1-3(23)、43号通知第4-29】</b>                      (1) ・苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。                          ・相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示する等しているか。                          ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。                      (2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。                      (3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。                      (4) 市町村の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。                      (5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。                      (6) 国保連の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。                      (7) 国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p><b>【Ⅱ 224、225、629、630】</b>                      [苦情処理方法について具体的な方法及び過去1年間の苦情の状況を確認]                      ・苦情に関する記録                      ・苦情処理マニュアル                      ・掲示物                      ・指導等に関する記録                      (1)は必要な措置以外、(3)は25号通知、43号通知</p>





確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>38 記録の整備</b>  <b>【37号省令139条の2、39号省令37条、35号省令141条】</b>            (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。            (2) 入所者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 施設サービス(短期入所生活介護)〔介護予防短期入所生活介護〕計画            ② 基準第8条第2項(第140条において準用する第19条第2項)〔第142条において準用する第19条第2項〕に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録            ③ 基準第11条5項、第42条第7項(第128条第5項)〔第136条第2項〕に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録            ④ 基準第49条において準用する第20条(第140条において準用する第26条)〔第142条において準用する第23条〕に規定する市町村への通知に係る記録            ⑤ 基準第49条において準用する第33条第2項(第140条において準用する第36条第2項)〔第142条において準用する第34条第2項〕に規定する苦情の内容等の記録            ⑥ 基準第49条において準用する第35条第3項(第140条において準用する第37条第2項)〔第142条において準用する第35条第2項〕に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p><b>【Ⅱ 226、633、914】</b>            ・従業者に関する名簿            ・履歴書</p>
<p><b>第5 変更の届出等</b> 【ユニット部分・それ以外の部分共通】</p> <p><b>【法律75条、89条、115条の5、規則131条、135条、140条の19】</b>            開設者の住所等に変更があったときは、10日以内に、その旨を届出ているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・変更届書類</p>
<p><b>第6 介護給付費の算定及び取扱い</b>            【ユニット部分・それ以外の部分共通】</p> <p><b>1 基本的事項</b>  <b>【19号告示、21号告示、127号告示、40号通知第2-1(1)】</b>            (1) 介護給付費単位数表により適切に算定しているか。            (2) 地域区分は適切か。            (3) 端数処理は適切か。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p><b>【Ⅰ 137、582、872】</b>            ・施設サービス(短期入所生活介護)計画書            ・介護給付費請求書            ・介護給付費明細書            ・給付管理表            ・サービス提供票・別票</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p><b>2 介護福祉施設サービス(短期入所生活介護費)</b>  <b>【19号告示8号、注1、21号告示1号、注1、注2、127号告示8号、注1、26号告示7号、8号、37号、38号、63号、64号、27号告示3号、11号、16号、29号告示1号、5号、8号、77・123号通知、40号通知第2-2(1)~(6)、5(1)~(6)、0317001号通知別紙1第2-8(1)~(6)】</b></p> <p>1 介護福祉施設サービス費(短期入所生活介護費)                  2 旧措置入所者介護福祉サービス費</p> <p>(1) 施設基準に従い、入所者の要介護状態区分に応じて適切に算定しているか。                  (2) 特例利用(指定短期入所生活介護事業所の空床を利用した指定介護福祉施設サービスの提供)がある場合適切に算定されているか。                  (3) 月平均の入所者の数(小数点以下切り上げ)が運営規定に定められている入所定員を超えている場合又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が基準を満たしていない場合は、70/100で算定しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【 I 274~279、598~603、934~939、II 651~654、1101~1103、1116、1117、1122、1126~1128、1137、1138、1144~1146、1155、1156、1159~1161】</p> <p>・施設サービス(短期入所生活介護)計画書</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付費明細書</p> <p>・給付管理表</p> <p>・届出書(写)</p> <p>・緊急性を判断するに際しての記録</p>
<p><b>3 従来型個室の経過措置</b>  <b>【19号告示8号注9、21号告示1号注15、注16、127号告示8号注7、23号告示37号、26号告示11号、35号、43号、66号、419号告示2、40号通知第2-5-(19)】</b></p> <p>従来型個室については、従来の実態等を勘案して経過措置が適正に講じられているか。</p> <p>(1) 既入所者への経過措置適用に関し、対象者の範囲は適正か。                  対象者の範囲：従来型個室の既入所者のうち、過去1月間(従来型個室に入所している期間が1月に満たない時は、当該入所期間)にわたり、特別な室料を支払っていない者</p> <p>(2) 新規入所者への経過措置適用に関し、対象者の範囲は適正か。                  対象者の範囲：                  ① 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間(30日以内)個室の入所が必要な場合(医師の判断が必要)                  ② 居住する居室の面積が10.65㎡以下である者                  ③ 著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外での対応が不可能である者(医師の判断が必要)</p> <p>(3) 経過措置を講じた場合の利用者負担等は適正になされているか。                  介護報酬：多床室と同額の報酬を適用                  利用者負担：光熱費相当                  特別な室料：支払を求められない。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【 I 284、614、615、942 II 16、17、1073、1103、1116、1118、1122】</p> <p>・医師の診断書</p>
<p><b>4 連続した利用</b>  <b>【19号告示8号注11、127号告示8号注9】</b></p> <p>(1) 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合に、31日以降について短期入所生活介護費を算定していないか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【 I 286、942、943】</p>